

令和 7 年 9 月定例会

議 案 説 明 資 料 予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和7年度9月補正予算等関係)

地域社会振興部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和 7 年 9 月定例会議案説明資料目次

地域社会振興部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	令和 7 年度鳥取県一般会計補正予算 (第 5 号)		
	1 補正予算説明資料	美術館 西部総合事務所県民福祉局	3 4
	2 債務負担行為に関する調書		5

【予算関係以外】

(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 4 号	鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例	市町村課	6
第 5 号	鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	市町村課	9

令和7年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費
2 項 企画費
8 目 美術館費

美術館（電話：0858-47-3011）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立美術館運営事業	〔債務負担行為〕 0 922,101	〔債務負担行為〕 44,024 0	〔債務負担行為〕 44,024 922,101				〔債務負担行為〕 44,024	
トータルコスト	補正前：945,762千円（3.0人）、補正：0千円（0.0人）、計：945,762千円（3.0人）							

1 事業の目的、概要

鳥取県立美術館の運営及び維持管理業務に係る P F I 契約に基づき、直近の物価変動を反映して、維持管理費の対価改定を行うため、令和8年～21年度分の債務負担行為を追加で設定する。

2 主な事業内容

項目	内容	債務負担行為
物価変動に伴う維持管理費	契約書で定める指標が3ポイント以上変動した「保守管理業務に要する費用、修繕業務に要する費用」に係るサービス対価について改定を行う。 <債務負担行為追加期間> 令和8年度～令和21年度	44,024

<物価指標> (単位：ポイント)

項目	指標	前回	今回	差引
保守管理業務	企業向けサービス価格指数	99.6049 (令和元年度：契約時)	107.4333 (令和6年度平均)	7.8284
修繕業務	建設物価指数月報／建築費指数	123.4416 (令和5年度平均)	130.7916 (令和6年度平均)	7.3500

3 今後のスケジュール

令和7年9月議会 予算（債務負担行為）提案 → 予算成立後、仮契約を締結
令和7年11月議会 契約変更（増額）に係る議案提案 → 議決をもって本契約として発効

令和7年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

7 目 財産管理費 <地方機関計上予算>

西部県民福祉局（電話：0859-31-9655）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県西部総合事務所・米子市役所糺町庁舎維持管理等事業	〔債務負担行為〕 0 63,734	〔債務負担行為〕 15,421 0	〔債務負担行為〕 15,421 63,734				〔債務負担行為〕 15,421	
トータルコスト	補正前：71,621千円（1.0人）、補正：0千円（0.0人）、計：71,621千円（1.0人）							

1 事業の目的、概要

西部総合事務所新棟・米子市役所糺町庁舎整備等に係るPFI契約に基づき、直近の物価変動を反映して、維持管理費の対価改定を行うため、令和8～14年度分の債務負担行為を追加で設定する。

2 主な事業内容

項目	内容	債務負担行為※
物価変動に伴う維持管理費	契約書に基づく協議で定めた指標が3ポイント以上変動した「修繕更新業務に要する費用」に係るサービス対価について改定を行う。 <債務負担行為追加設定期間> 令和8年度～令和14年度	15,421

※県負担分（対価改定増額分については、県と米子市で按分負担する。）
県市負担総額 21,637千円／米子市負担額 6,216千円

<物価指標>

（単位：ポイント）

項目	指標	前回	今回	差引
維持管理業務	企業向けサービス価格指数 ／建物サービス	100.2 (令和3年3月)	107.8 (令和7年3月)	7.6
修繕更新業務	建設物価指数／建築費指数 (標準指数)／工事原価	129.2 (令和6年3月)	135.9 (令和7年3月)	6.7

3 今後のスケジュール

令和7年9月議会 予算（債務負担行為）提案 → 予算成立後、仮契約を締結
令和7年11月議会 契約変更（増額）に係る議案提案 → 議決をもって本契約として発効

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
		千円		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円
鳥取県立美術館運営事業	美術館	44,024			令和8年度から 令和21年度まで	44,024				44,024
鳥取県西部総合事務所・米子市役所鞆町庁舎維持管理等事業	西部総合事務所 県民福祉局	15,421			令和8年度から 令和14年度まで	15,421				15,421

条例名等	鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	1 提出理由 公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動用のビラの作成等に係る公費負担の上限額が改められたことに鑑み、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における県費負担の上限額を改めるものである。 2 概要 （1）ビラ作成に関する基準額（1枚当たり単価） ア 作成枚数が5万枚以下の場合 新 8円38銭 旧 7円73銭 イ 作成枚数が5万枚を超える場合 新 $[41万9,000円 + 5円62銭 \times (作成枚数 - 5万枚)] \div 作成枚数$ 旧 $[38万6,500円 + 5円18銭 \times (作成枚数 - 5万枚)] \div 作成枚数$ （2）ポスター作成に関する基準額（1枚当たり単価） ア ポスター掲示場数が500以下の場合 新 $(31万6,250円 + 586円88銭 \times 掲示場数) \div 掲示場数$ 旧 $(31万6,250円 + 541円31銭 \times 掲示場数) \div 掲示場数$ イ ポスター掲示場数が500を超える場合 新 $[60万9,690円 + 30円73銭 \times (掲示場数 - 500)] \div 掲示場数$ 旧 $[58万6,905円 + 28円35銭 \times (掲示場数 - 500)] \div 掲示場数$ 3 施行期日等 （1）施行期日は、公布日とする。 （2）改正後の条例が適用される選挙を定める。

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する
条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例
(平成6年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(県費の支払) 第9条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u> (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>41万9,000円に5円62銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。） (県費の支払) 第12条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該掲示場用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところ	(県費の支払) 第9条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u> (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>38万6,500円に5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。） (県費の支払) 第12条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該掲示場用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところ

により、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下同じ。) (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>60万9,690円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	により、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下同じ。) (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>58万6,905円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

条 例 名 等	鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 住民基本台帳法及び住民基本台帳法別表第 1 から別表第 6 までの総務省令で定める事務を定める省令の一部が改正され、同法により本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務（以下「法定事務」という。）が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものである。 2 概要 （1） 条例で定める本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務から、法定事務と重複する事務を削る。 （2） 本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務の一部について、規則へ委任せず、条例で規定することとする。 （3） その他所要の規定の整備を行う。 （4） 施行期日等 ア 施行期日は、公布の日とする。 イ 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について、所要の規定の整備を行う。

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務） 第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。 （1）<u>温泉法（昭和23年法律第125号）第19条第1項の登録の申請に関する事務</u> （2）<u>肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条第1項の登録の申請、同法第13条第1項の書替交付の申請、同法第16条の2の届出又は同法第22条の届出に関する事務</u> （3）<u>土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第69条の規定によりみなされるものを含む。）の用に供するための土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。）又は当該土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件について権利を有する者の調査に関する事務</u> （4）<u>浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条第1項に規定する浄化槽管理者と認められる者の調査</u>	（本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務） 第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。 （1）<u>栄養土法（昭和22年法律第245号）による同法第4条第1項の免許に関する事務であって規則で定めるもの</u> （2）<u>温泉法（昭和23年法律第125号）による同法第19条第1項の登録に関する事務であって規則で定めるもの</u> （3）<u>肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条第1項の書替交付、同法第16条の2の届出又は同法第22条の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u> （4）<u>家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）による同法第16条第1項の免許又は家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）による同令第9条の書換交付若しくは同令第10条の再交付に関する事務であって規則で定めるもの</u> （5）<u>採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u> （6）<u>土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第69条の規定によりみなされるものを含む。）の用に供するための土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの</u> （7）<u>砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u> （8）<u>浄化槽法（昭和58年法律第43号）による浄化槽管理者に対する指導及び助言に関する事務</u>

に関する事務	<u>あつて規則で定めるもの</u>
(5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第1項の交付の <u>申請</u> 又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第3条第1項の届出に関する事務	(9) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号） <u>による同法第2条第1項の交付又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）による同令第3条第1項の届出に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号の <u>指定の申請</u> 又は同令第10条の3第2号の <u>指定の申請</u> に関する事務	(10) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第69条の2第1項の登録又は同法第69条の4の届出に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
(7) 略	(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号） <u>による同令第9条第2号又は同令第10条の3第2号の指定に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
(8) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）による <u>恩給を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の調査</u> に関する事務	(12) 略
(9) 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の2第1項若しくは第3項の <u>登録の申請</u> 又は同条例第10条の6第1項の届出に関する事務	(13) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）による <u>同条例第7条ノ3の調査に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
(10) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号） <u>第12条第1項の許可の申請</u> に関する事務	(14) 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号） <u>による同条例第10条の2第1項若しくは第3項の登録又は同条例第10条の6第1項の届出に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
(11) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）第4条第1項の承認の <u>申請</u> 、同条例第14条の2第1項の脱退一時金の <u>給付の請求</u> 又は <u>同条例第18条第3項（第2号の場合に限る。）の届出</u> 若しくは同条第4項の現況の報告に関する事務	(15) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号） <u>による同条例第12条の許可に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
(12) 消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）第15条の資金の貸付けその他の援助の <u>申請</u> に関する事務	(16) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号） <u>による同条例第4条第1項の承認、同条例第14条の2第1項の脱退一時金の給付、同条例第18条第3項（第2号の場合に限る。）の届出又は同条第4項の現況の報告に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
(13) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第12条の4第1項若しくは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出に関する事務	(17) 消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号） <u>による同条例第15条の資金の貸付けその他の援助に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
(14) 略	(18) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号） <u>による同条例第12条の4第1項若しくは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
	(19) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(令和7年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。
第3条中鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務) 第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。 (1)～(13) 略 (14) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。)別表第1の1の項に掲げる事務	(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務) 第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。 (1)～(13) 略 (14) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。)別表第1の1の項から7の2の項までに掲げる事務